

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3130号)

令和6年11月21日

横 情 審 答 申 第 3130 号
令 和 6 年 11 月 21 日

横浜市 長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 松 村 雅 生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和4年6月29日こ北児第517号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま
す。

「(1)特定個人A及び特定個人Bに関するケース記録 (2)特定個人A及
び特定個人Bに関する受理会議提出票」ほか2件の個人情報一部開示決定
に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「(1)特定個人A及び特定個人Bに関するケース記録 (2)特定個人A及び特定個人Bに関する受理会議提出票」ほか2件の保有個人情報を特定し一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和4年2月20日付個人情報本人開示請求（以下「本件本人開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定し、同年3月7日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件本人開示請求書の記載から、実施機関が、家庭裁判所からの照会への回答（令和2年11月26日こ北児第1208号「嘱託書（回答）」。以下「本件回答書」という。）を作成するに当たり、判断に用いた文書を請求していると考え、本件保有個人情報を特定している。
- (2) 審査請求人は、対象保有個人情報の検索又は特定が不正確であると主張するが、本件保有個人情報以外には作成も取得もしておらず、保有していない。
- (3) 非開示とした個人の所属、氏名及び内線電話番号並びに審査請求人以外の個人からの聞取内容は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号に該当し、同号ただし書アからウまでに該当しないことから、また、児童相談所の所見、関係機関からの聞取内容及び関係機関の意見は同条第7号に該当することから、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分は、本件本人開示請求に該当しない保有個人情報を特定しているので、

取り消し、該当する保有個人情報の開示又は不存在による非開示決定を求める。

- (2) 「体罰や懲戒の定義と体罰等を行う悪質な各種教育団体等への対応に関する質問に対する答弁書」（平成28年12月9日内閣参質192第45号。以下「本件答弁書」という。）では、「ある行為が児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待に当たるか否かについては、児童及び保護者の状況、生活環境等を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある」、「ある行為が民法第822条の規定による懲戒に含まれるかは、それが子の利益のため子の監護及び教育に必要な範囲内で行われたか否かによって判断すべきものであり、その範囲内で行われたか否かについては、様々な事情を総合的に考慮して個別具体的に判断する必要がある」とされている。
- (3) 本件回答書には、身体的虐待に該当すると判断した理由として「特定個人Cは警察からの聞き取りに対し特定個人Aに手を上げたことがあると認めており」との記載があるだけで、(2)の判断をするために必要な情報は記載されていない。本件回答書の基となる本件保有個人情報にも記載されていなかったと考えられ、本件処分と矛盾する。
- (4) 令和3年1月22日付書面には、「児童を叩く行為は、児童虐待防止法の改正以前から、虐待に該当する行為である旨は申し添えます。」と記載されている。(2)の判断をせずに叩くという行為があったことのみをもって法律上の身体的な児童虐待の定義に該当すると判断していたと考えられ、本件処分と矛盾する。
- (5) 令和4年4月11日付非開示決定通知書には、(2)の児童虐待の判断に係る部分の趣旨が明示されたマニュアル等は保有していないと記載されている。(2)の判断をせずに叩くという行為があったことのみで児童虐待の定義に該当すると判断していたと考えられ、本件処分と矛盾する。
- (6) 令和4年3月3日付非開示決定通知書には、児童相談所は懲戒について判断する機関ではないため、マニュアル等は作成していないと記載されている。虐待の判断に当たって、適法な懲戒に該当するかどうかを考慮していなかったと考えられ、本件処分と矛盾する。
- (7) 本件処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実について、弁明書に記載しておらず、違法である。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4年1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 児童相談所に係る事務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき設置されている行政機関である。その業務は同法第12条で、その役割は児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）で定められている。

(3) 本件保有個人情報について

実施機関が作成又は取得した特定個人A及び特定個人Bに関する文書であり、ケース記録には対応に係る年月日や内容等が、受理会議提出票には調査・情報収集により確認できた状況等が、児童通告書には対象児童名、通告理由、処遇意見等が、一時保護決定に向けてのアセスメントシートには各アセスメント項目の状況等が記載されている。

(4) 本件保有個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、本件保有個人情報の非開示部分の開示を求めておらず、特定の不備のみを主張しているため、特定の妥当性について以下検討する。

イ 審査請求人は、本件本人開示請求書に「本件答弁書と少しでも異なる意味で判断した場合は対象文書に含まない」と記したにもかかわらず、本件答弁書が求める総合考慮について記載されていない本件保有個人情報を特定したことは不適切である等と主張する。

ウ 実施機関によると、本件回答書の作成に当たっては、児童相談所の調査等に関する記録であるケース記録及び受理会議提出票、虐待のおそれの根拠である警察の通告書、児童相談所の対応方針決定の参考とするアセスメントシートを参照し、様々な事情を総合的に考慮したことから、これらの保有個人情報を特定したものであり、他に判断に用いた保有個人情報は存在しないとのことである。

エ この考慮の仕方は、本件答弁書の考え方と相違はないので、本件保有個人情報を特定したことが不適切との審査請求人の主張は認められないし、他に本件本人開示請求の対象として特定すべき保有個人情報の存在を推認させる事情も認められない。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報をも特定し一部開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 4 年 6 月 29 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 4 年 8 月 1 日	・審査請求人から意見書を受理
令和 6 年 9 月 19 日 (第307回第三部会)	・審議
令和 6 年 10 月 17 日 (第308回第三部会)	・審議